

## 一金銀金具無用之事

一はぐま、亥やぐま、こぐまの類無用之事、

一糸之類、おどしに遣申間敷事、

一うるし遣申間敷事、

一御甲立、檜梅之外無用之事、

〔守國公御傳記四〕寛政三年九月十三日、正室ニ男子誕生シ玉ヒ、上下舉テ歡抃限リナク、名ヲ太郎

丸君ト稱シ奉リテ、乃チ保國公定永是ナリ、同月二日侍妾中井氏ニモ、男子出生シ玉ヒシガ、次郎

君ト名付玉ヒ、○中翌年五月初轍ノ祝式、旗、弓、鐵砲、長柄ノ槍ヲ飾リ玉フ、其數ノ多少、等分、菖蒲兜ノ類、  
ハ到來ニ任セテ並ベ立玉ヒ、旗ニ招キ付タレドモ、世ニ云ノボリトハ異ナレリ、後弓鐵砲、  
長柄モ、誕生毎ニ新調スベシト定メラル、武器ヲ増シテ不虞ニ備ケキ賢慮ナリトゾ、

〔見た京物語〕五月轍甚少なし、人形は所々にあり、

〔四方のあか下〕初轍銘

鯉風を含て魚木にのぼり、劔鞘を出て鬼地をはしる、あがりかぶとの金箔は、延喜式の儉約をつけ、淺香の沼の花がつみは、中將殿の歌枕にしく、頃は五月の初のぼり、紋のあやめもあざやかに、月ののぼりのごとく、日ののぼりのごとく、終南山の進士のごとく、柏もちの葉の茂がごとく、菖蒲刀のはかけすべれず、猶竿竹の直なる道をたて、つけたるち、をはづかしむる事なけれといふ。

〔諸國會〕年中行事大成三上、二十五日、今日より三都の木偶人店に、端午に飾る武者人形、菖蒲太刀、甲冑、鎧長刀、弓、鐵炮の類を賣る、其箇所三月雛店に同じ、

〔守貞漫稿二十七〕飾甲○中

今世飾轍飾兜ノ市、總テ雛市ト同ジ、京師ハ四條、大坂ハ御堂ノ前、江戸ハ十軒店、尾張町、麴町ニテ